

【第 71 回事務年報 令和 3 年度 正誤表】

訂正箇所	正	誤
<p>43 ページ</p> <p>8 石油石炭税</p> <p>(2)課税の状況</p>	<p>(2) 課税の状況</p> <p>国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭に係る納税地は、原則として、これらの採取場であるが、国税庁長官の承認を受けた場合は、その承認を受けた場所である。</p> <p>令和 3 年度末現在、この承認を受けた納税地数は14場（前年度末14場）、その他の納税地数は147場（前年度末157場）である。</p> <p>令和 3 年度の石油石炭税の課税標準数量は原油が <u>1 億1,698万</u> キロリットル、石油製品が <u>1,294万</u> キロリットル、ガス状炭化水素が <u>8,954万</u> トン、石炭が <u>1 億2,489万</u> トン、課税額は合計 <u>6,995億円</u>（前年度6,854億円）であり、課税額のうち <u>6,913億円</u>（前年度6,772億円）は保税地域からの引取りに係るものである。</p>	<p>(2) 課税の状況</p> <p>国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭に係る納税地は、原則として、これらの採取場であるが、国税庁長官の承認を受けた場合は、その承認を受けた場所である。</p> <p>令和 3 年度末現在、この承認を受けた納税地数は14場（前年度末14場）、その他の納税地数は147場（前年度末157場）である。</p> <p>令和 3 年度の石油石炭税の課税標準数量は原油が <u>1 億1,696万</u> キロリットル、石油製品が <u>973万</u> キロリットル、ガス状炭化水素が <u>8,823万</u> トン、石炭が <u>1 億2,462万</u> トン、課税額は合計 <u>6,876億円</u>（前年度6,854億円）であり、課税額のうち <u>6,794億円</u>（前年度6,772億円）は保税地域からの引取りに係るものである。</p>

※下線部が訂正箇所である。

【第 71 回事務年報 令和 3 年度 正誤表】

訂正箇所	正	誤
<p>63 ページ</p> <p>2 納税意識の向上に関する事務</p> <p>(3)租税教育</p>	<p>(3) 租税教育</p> <p>次代を担う児童・生徒等に対する租税教育を充実するため、総務省、文部科学省及び国税庁を構成員とする租税教育推進関係省庁等協議会のほか、国税当局、地方公共団体、教育関係機関、関係民間団体等を構成員とする租税教育推進協議会（以下「租推協」という。）を設置し、租税教育の推進のための環境整備を図っている。</p> <p>なお、令和 4 年 3 月末現在の租推協設置数は、都道府県単位で 47 会、市区町村等单位で 720 会となっている。</p> <p>令和 3 事務年度は、租推協を中心として、①租税教室の開催、②租税教育用副教材の作成・配付、③高校生の税の作文募集、④教育関係者等を対象とした研修会の開催等を行った。</p> <p>イ 租税教室の開催</p> <p>教育関係機関との連携により、児童・生徒等を対象として、税務署や関係民間団体等からの講師派遣による租税教室を、令和 3 年度は、全国の小・中・高等学校等 <u>1 万6,081校</u>で実施した。</p>	<p>(3) 租税教育</p> <p>次代を担う児童・生徒等に対する租税教育を充実するため、総務省、文部科学省及び国税庁を構成員とする租税教育推進関係省庁等協議会のほか、国税当局、地方公共団体、教育関係機関、関係民間団体等を構成員とする租税教育推進協議会（以下「租推協」という。）を設置し、租税教育の推進のための環境整備を図っている。</p> <p>なお、令和 4 年 3 月末現在の租推協設置数は、都道府県単位で 47 会、市区町村等单位で 720 会となっている。</p> <p>令和 3 事務年度は、租推協を中心として、①租税教室の開催、②租税教育用副教材の作成・配付、③高校生の税の作文募集、④教育関係者等を対象とした研修会の開催等を行った。</p> <p>イ 租税教室の開催</p> <p>教育関係機関との連携により、児童・生徒等を対象として、税務署や関係民間団体等からの講師派遣による租税教室を、令和 3 年度は、全国の小・中・高等学校等 <u>1 万6,048校</u>で実施した。</p>

※下線部が訂正箇所である。

【第71回事務年報 令和3年度 正誤表】

訂正箇所	正							誤						
164 ページ 付表	第27表 石油石炭税の課税状況							第27表 石油石炭税の課税状況						
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (A)	令和3年度 (B)	対前年度比 (B)/(A)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (A)	令和3年度 (B)	対前年度比 (B)/(A)
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
	税 額	内 774,430	内 779,232	内 731,591	内 677,183	内 <u>691,272</u>		税 額	内 774,430	内 779,232	内 731,591	内 677,183	内 <u>679,424</u>	
		784,501	788,701	740,172	685,373	<u>699,487</u>	<u>102.1</u>		784,501	788,701	740,172	685,373	<u>687,638</u>	<u>100.3</u>
	控 除 税 額	内 -	内 0	内 0	内 0	内 0		控 除 税 額	内 -	内 0	内 0	内 0	内 0	
		3,231	3,363	3,358	3,213	3,471	108.0		3,231	3,363	3,358	3,213	3,471	108.0
	差 引 額	内 774,430	内 779,232	内 731,591	内 677,183	内 <u>691,272</u>		差 引 額	内 774,430	内 779,232	内 731,591	内 677,183	内 <u>679,424</u>	
		781,270	785,339	736,814	682,161	<u>696,016</u>	<u>102.0</u>		781,270	785,339	736,814	682,161	<u>684,168</u>	<u>100.3</u>
	過少申告加算税	0	-	0	0	3	-	過少申告加算税	0	-	0	0	3	-
無申告加算税	-	2	-	3	-	0.0	無申告加算税	-	2	-	3	-	0.0	
合 計	内 774,430	内 779,234	内 731,591	内 677,186	内 <u>691,272</u>		合 計	内 774,430	内 779,234	内 731,591	内 677,186	内 <u>679,424</u>		
	781,270	785,341	736,814	682,164	<u>696,019</u>	<u>102.0</u>		781,270	785,341	736,814	682,164	<u>684,171</u>	<u>100.3</u>	
(注) 1 各欄の内書は、税関分を示す。							(注) 1 各欄の内書は、税関分を示す。							
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。							2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。							

※下線部が訂正箇所である。